

## アクアラインイースト観光連盟規約

(名称)

第1条 この団体は、アクアラインイースト観光連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、君津地域全域をもって組織し、広域観光産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客誘致のため宣伝広告等に関すること。
- (2) 観光客の受入態勢の整備充実に関すること。
- (3) 観光振興のための他機関及び他団体並びに会員との連絡提携。
- (4) その他本連盟の目的達成のため必要と認められる事項。

(会員)

第4条 本連盟の会員は、市及び市観光協会並びに観光関係業者とする。

(会員の種別)

第5条 会員は、次の2種とする。

- (1) A会員 市及び市観光協会
- (2) B会員 観光関係業者

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役員の種類及び定数)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 理事 若干名
- 監事 2名

(役員を選任と任期)

第11条 本連盟の役員は総会において、これを選任し、その任期は2年とする。

2 役員が就任時におけるそれぞれの所属機関・団体の役職を離れたときは、その役員は退任したものとし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(役員の仕事)

第12条 会長は会務を総理し、会議の議長となり、本連盟を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、これを代理する。

3 理事は総会の議決に基づき、本連盟の業務を執行する。

4 監事は会計経理を監査する。

(顧問)

第13条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、各市長の職にある者をもって充てる。

3 顧問は、会議に出席し意見を述べるすることができる。

(会議)

第14条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会の権能)

第15条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画並びに事業実績
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) 収支の決算と予算
- (4) その他必要と認められる事項

(役員会の権能)

第16条 役員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出すべき議案の審議
- (2) 総会において委任された事項
- (3) その他必要と認められる事項

(議決)

第17条 会議の議案は総て出席者の過半数をもって決定する。

(会議録)

第18条 総会においては会議録を作り、日時・場所・会議の概要・出席者数・その他必要事項を記録し、あらかじめ定めた会議録署名人の署名を求めるものとする。

(会計年度)

第19条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(経費の支弁)

第20条 本連盟の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

(事務局)

第21条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の設置については別に定める。

(臨時措置)

第22条 本規約に規定なく本会運営上必要と認められる事項については、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は議決の日から発効するものとする。
- 2 この規約は昭和47年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年6月30日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。